

広島県告示第七百十一号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条の三第一項の規定によつて、特定重要港湾広島港の放置等を禁止する区域及び物件を次のとおり定め、平成二十一年十月一日から施行する。

その関係図面は、広島県土木局空港港湾部港湾管理課及び広島県広島港湾振興事務所港湾課において縦覧に供する。

平成二十一年七月二十三日

広島港湾管理者 広島県

代表者 広島県知事 藤 田 雄 山

一 特定重要港湾広島港放置等禁止区域

1 的場川地区

(一) 区域の範囲

基点一から基点二五までの点を順次結んだ線及び基点二五と基点一を結んだ線により囲まれた区域

(二) 点の位置（基点の標示角度は真北による。）

基準点 広島市南区黄金山町の国土地理院二等三角点「仁保島」（北緯三四度二二分〇一秒九七四八、東経一三二度二九分二六秒三四四〇、標高二二一・六メートル）

基点一 基準点から九四度五七分四七秒二四六八・五五メートルの点

基点二 基点一から一三四度の方向五三メートルの点

基点三 基点二から四六度の方向七メートルの点

基点四 基点三から三四二度の方向二二メートルの点

基点五 基点四から三四九度の方向一三九メートルの点

基点六 基点五から二六二度の方向二メートルの点

基点七 基点六から三五〇度の方向五三メートルの点

基点八 基点七から三四七度の方向五五メートルの点

基点九 基点八から三二七度の方向一四メートルの点

基点一〇 基点九から三四八度の方向二四メートルの点

基点一一 基点一〇から二八三度の方向九メートルの点

基点一二 基点一一から三五四度の方向一一メートルの点

基点一三 基点一二から二五度の方向一三メートルの点

基点一四 基点一三から三二五度の方向二八メートルの点

基点一五 基点一四から二三四度の方向九メートルの点

基点一六 基点一五から三二〇度の方向四〇メートルの点

基点一七 基点一六から四九度の方向八メートルの点

基点一八 基点一七から三一九度の方向七二メートルの点

- 基点一九 基点一八から三二三度の方向三三メートルの点
- 基点二〇 基点一九から二二五度の方向三〇メートルの点
- 基点二一 基点二〇から一四七度の方向二三メートルの点
- 基点二二 基点二一から一五四度の方向一八メートルの点
- 基点二三 基点二二から一七九度の方向五メートルの点
- 基点二四 基点二三から一四〇度の方向六一メートルの点
- 基点二五 基点二四から一四五度の方向九八メートルの点

2 向洋沖地区

(一) 区域の範囲

基点一から基点八までの点を順次結んだ線及び基点八と基点一を結んだ線により囲まれた区域

(二) 点の位置 (基点の標示角度は真北による。)

- 基準点 広島市南区黄金山町の国土地理院二等三角点「仁保島」(北緯三四度二分〇一秒九七四八、東経一三二度二九分二六秒三四四〇、標高二二一・六メートル)

- 基点一 基準点から一四三度三四分三七秒一五七六・七〇メートルの点
- 基点二 基点一から一八〇度の方向五〇メートルの点
- 基点三 基点二から九〇度の方向五〇五メートルの点
- 基点四 基点三から五九度の方向三〇一メートルの点
- 基点五 基点四から一五度の方向二五八メートルの点
- 基点六 基点五から二八五度の方向五〇メートルの点
- 基点七 基点六から一九五度の方向二三八メートルの点
- 基点八 基点七から二三九度の方向二六七メートルの点

3 海田ふ頭地区

(一) 区域の範囲

基点一から基点六までの点を順次結んだ線及び基点六と基点一を結んだ線により囲まれた区域

(二) 点の位置 (基点の標示角度は真北による。)

- 基準点 広島市南区黄金山町の国土地理院二等三角点「仁保島」(北緯三四度二分〇一秒九七四八、東経一三二度二九分二六秒三四四〇、標高二二一・六メートル)
- 基点一 基準点から一三四度〇七分〇一秒二三一〇・五四メートルの点
- 基点二 基点一から五九度の方向一四〇二メートルの点
- 基点三 基点二から九六度の方向二〇六メートルの点
- 基点四 基点三から三三二度の方向五九メートルの点
- 基点五 基点四から二七六度の方向一九〇メートルの点

基点六 基点五から二三九度の方向一四一九メートルの点

4 坂平成ヶ浜地区（その二）

（一）区域の範囲

基点一から基点六までの点を順次結んだ線及び基点六と基点一を結んだ線により囲まれた区域

（二）点の位置（基点の標示角度は真北による。）

基準点 広島市南区黄金山町の国土地理院二等三角点「仁保島」（北緯三四度二二分〇一秒九七四八、東経一三二度二九分二六秒三四四〇、標高二二一・六メートル）

基点一 基準点から一四三度一四分四九秒三二〇五・〇九メートルの点

基点二 基点一から五八度の方向五〇メートルの点

基点三 基点二から三二八度の方向五七三メートルの点

基点四 基点三から二六七度の方向一九〇メートルの点

基点五 基点四から一九三度の方向六〇メートルの点

基点六 基点五から八四度の方向一七八メートルの点

二 特定重要港湾広島港放置等禁止物件

船舶